

令和5年4月4日

門真市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

門真市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置付けられた。こうしたことから、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化が一体的に推進するよう、門真市農業委員会の指針として定めるものとする。

なお、この指針は農業委員の改選期や農業委員会にて見直しが必要とされた場合等に検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 農地の集積

(1)目標

農地の集積率 25%

(2)推進方法

管内の農地利用の状況を踏まえ、農業委員会として地域ごとに人と農地の問題を解決し、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化を推進する。

(3)評価方法

農地の集積率により評価する。

評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 遊休農地の発生防止・解消

(1)目標

現状、遊休農地がないため、新たに遊休農地を発生させないことを目標とする。

(2)推進方法

農業委員による農地パトロール(利用状況調査)と農地利用意向調査の実施を徹底し、発生防止に努める。

(3)評価方法

遊休農地の割合により評価する。

評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進

(1)目標

新規参入者の数 1 経営体

(2)推進方法

大阪府、大阪府農業会議及び北河内農業協同組合等と地元農家が連携しながら、就農希望者に対し協力・支援を行う。

(3)評価方法

新規参入者の数により評価する。

評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。